

## 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書

今、国民の「こころ」は深刻な状況にある。平成10年から毎年3万人以上の人々が自殺によって命をなくしている。平成17年には、300万人以上、つまり40人に一人以上の人々が精神科を受診するようになり、今も増加傾向が続いている。

羽村市内の精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成20年度210人、平成21年度227人、平成22年度264人と増加している。

厚生労働省は、平成23年7月6日、「4大疾病」と位置づけ重点的に対策に取り組んできた、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に加えて、新たに精神疾患を加え「5大疾病」とする方針を決めた。

精神疾患に関しては、身体障害・知的障害の分野に比べ、人権・医療・福祉において遅れた部分がある。精神疾患の症状による社会生活の困難さは、外から見えにくく、本人の生きづらさが理解されにくいなど、ほかの2障害とは大きく異なっている。

平成18年4月に、3障害を一体的に支援する障害者自立支援法が施行されたが、サービスの基盤体制は立ち遅れている。また、医療においても、ほかの科とは大きな違いがあり、精神科病棟では、精神科以外の入院病棟と比べ医師や看護師の配置も低く設定され、慢性的な人手不足になっている。

地域で暮らす当事者を支える家族に対しても、支援が必要であることが最近になってようやく認識されるようになった。我が国は、英国と比較すると家族に対する精神疾患・治療についての情報提供、实际的・情緒的支援などが遅れている。

厚生労働省は、平成20年度から21年度にかけて「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を設け、現状と今後望まれる施策をまとめた。これに基づき、平成22年4月、家族当事者、医療福祉の専門家、学識経験者による「こころの健康政策構想会議」が設置され、家族・当事者のニーズに応えることを主軸に据え、現実の危機を早く根本的に改革するための「こころの健康政策についての提言書」が、平成22年5月末に厚生労働大臣に提出された。

この中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、心の健康についての総合的・長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、羽村市議会は、国会及び政府に対し、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年3月27日

東京都羽村市議会議員 瀧島 愛夫